

[事案 27-43] 契約無効・既払保険料支払請求

・平成 27 年 10 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

申込書の死亡保険金受取人欄に架空の人物名が記載されていることを理由として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月に契約した生存給付保険について、募集人から、死亡保険金受取人は不要であると虚偽の説明を受け、当該欄を空欄で申し込んだところ、募集人は、自分に無断で、死亡保険受取人欄に架空の人物名を記載していた。また、自分は募集人に顧客を紹介しているが、募集人が本件のような事件を起こしたことにより自分の名誉が毀損された。

ついては、本契約を無効として既払込保険料を返還し、本件対応に要した費用を損害賠償するとともに、自分の名誉が毀損されたことにより生じた損害を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

本契約は、申立人の意思にもとづいて契約されており、死亡保険金受取人に誤った受取人が指定されていたとしても、契約が無効や取消しとなるものではないので、申立人の請求に応じることができない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容や手続に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況について把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人の事情聴取は、連絡が取れず実現できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効等は認められないが、以下のとおり、募集人の募集行為に不適切な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は申立人に対し、保障設計書を郵送することによって契約内容を説明し、申立人は、募集人に全面的に任せる旨を伝え、申込書に記入して募集人に返送したことが、フェイスブックメッセージの記録から認められ、非対面募集および契約内容の説明が不十分であった可能性が高い。
- (2) 募集人への事情聴取は実施できなかったが、前記事実により、募集人が申込書の署名欄等を代筆した可能性も否定できない。